

令和7年12月9日

札幌・地方連絡協議会

各 剣 道 連 盟

事務局 担当者 様

(一財)北海道剣道連盟

専務理事 秋野 禎見

大会・審査会・講習会等におけるビデオ撮影について

厳寒の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、(一財)北海道剣道連盟の諸事業にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、12月6日(土)に行われました、「令和7年度 札幌・地方連絡協議会会長会議」におきまして、(公財)全日本剣道連盟から届きました文書を紹介し、様々な事業におけるビデオ撮影に関する注意喚起をお願いしましたところ、参考になる文書を送付してほしいとのご意見をいただき、全剣連から届いた文書と、本年北海道剣道連盟で使用した文書を送付させていただきます。

皆様方の協議会や、所属剣道連盟における諸事業のビデオ撮影につきまして
は、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。



大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上

大会等におけるビデオ撮影等について

道剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的でこれを行うことは禁止する。ただし、道剣連から許諾を得て行う場合はこの限りではない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、道剣連から許諾を得て行う場合はこの限りではない。

【一般財団法人 北海道剣道連盟】